新春特集2015　埼玉司法書士会 知久公子会長に聞く

「くらしの法律家」が県民を全力でサポート

埼玉司法書士会会長
知久 公子氏

ちく・きみこ　1955年（昭和30年）生まれ。東京都出身。86年司法書士試験合格。87年司法書士登録。2011年５月、第13代会長に就任。女性会長は埼玉司法書士会初。現在２期目。

埼玉司法書士会では「市民公開講座」（下記参照）の開催や「出張相談」、県内の高校対象の「高校生講座」など、県民に向け積極的に情報を広く発信してきた。話し合いによる解決を目指すＡＤＲ（裁判外紛争解決）業務を行う機関として「埼玉司法書士会調停センター」が法務大臣の認証を受けた。身近な「くらしの法律家」としての司法書士の役割にますます期待が高まる。２０１５年新春を迎え、知久公子会長に司法書士会の活動に込められた思いを聞いた。

市民公開講座でＰＲ

―昨年10月の市民公開講座は、「相続」をメーンテーマに、とても工夫が凝らされており盛況でした。

ありがとうございます。三遊亭楽生師匠のトークや落語、ロザンのお二人が参加してのクイズ大会、当会会員が演じた寸劇がそれぞれに場を盛り上げてくれました。司法書士を身近に感じていただけたのではないでしょうか。司法書士は、「相続」については、長年、相続登記手続をしてきた実績があり、職務上、様々な相続に関する相談を受けてまいりました。

司法書士の存在

―司法書士会主催の市民公開講座と聞くと、大変まじめな講演がというイメージでした。

まじめなイメージがあるのはありがたいのですが、「司法書士」という職業は、一般の方にはまだまだ知られていない存在だと思います。私は、父が司法書士ということもあり、司法書士という職業を子供の頃から身近に感じていましたが、「司法書士はいったいどんな仕事をするのか？」と聞かれます。もともと、訴状を作る代書人（後に司法代書人、司法書士と名称変更）として誕生し、登記制度ができると同時に、登記手続を取り扱うようになり、その後、登記の専門家としても広く知られるようになりました。私たち司法書士は法務局や裁判所、検察庁に提出する書類を作成しますが、それだけでなく不動産・会社の登記申請代理や一定の範囲で訴訟代理をします。

簡易裁判所の訴訟代理

―司法書士に訴訟代理権が与えられて10年が経過しました。数年前までは、簡易裁判所での訴訟代理業務は、過払い金の返還請求といったイメージがありましたが、司法書士はそれ以外の訴訟の代理人としても活躍してきたと思います。

司法書士に簡易裁判所の訴訟代理権が与えられたので、訴状の作成だけでなく、訴訟や裁判外の和解などを代理することが業務に加わりました。これまでも裁判書類の作成というかたちで本人訴訟を支援してきましたが、代理人として力になれるのはとても大きいですね。貸金や請負代金、敷金返還の請求などのご相談・ご依頼も多くいただいております。

成年後見

―行方不明になっていた認知症の高齢者が2年ぶりに家族と再会できたというニュースが話題になりました。成年後見制度についてお聞かせください。

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な方々が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳を損なわれたりすることがないよう、法律面や生活面でご本人を支援する仕組みです。成年後見については、司法書士が申立書の作成の段階から司法書士が関わることもありますし、家庭裁判所から専門職後見人として選任されるケースも多く、登記申請業務と並んで司法書士の重要な業務になっています。

まずは相談から

―埼玉司法書士会では、無料電話相談やテーマ別の無料相談会を毎年開催しています。昨年は、税理士会との合同相談会など新しい試みも行われましたね。

本年は、1月の成年後見相談会を皮切りに、遺言・相続相談会、敷金トラブル110番、法の日無料相談会など年間を通じて開催を予定しております。無料相談会は、ご要望が非常に多いのですが、県内全域での開催が難しく、相談会場に遠い地域があるのも事実です。相談センターに加えて昨年に引き続き、白岡市、深谷市、八潮市及び日高市に出張相談所を設けますので、是非この機会をご利用ください。相談会を通して、県民の皆様がいま悩んでいること、困っていること、抱えているトラブルなどを私どもも一緒に考えることができます。ひとりで抱え込まずに、まずはお気軽に司法書士にご相談ください。

高校生に伝え継ぐ

―県内の高校に司法書士を講師として派遣している「高校生講座」についてお聞かせください。

高校生講座は、1998年（平成10年）からスタートし、延べ350校（延べ7万3000人）の高校生に受講していただきました。お金の貸し借り、悪質商法の手口とその対処方法、労働契約の基礎知識などの社会人になる上で、最低限必要な一般的な法律知識を高校生に習得してもらおうというのが狙いです。現代社会では、誰でもトラブルに遭遇する可能性があります。そんなときに少しでも法律知識を身につけていれば、自分の身を守ることもできるのです。そんな思いから県内の高校で高校生講座を継続してきました。

本年も申込みを受け付けています。ご希望の高校は、埼玉司法書士会に是非お問合せください。

―最後に県民や読者へのメッセージをお願いします。

これからも県民の皆様に身近に感じていただける「くらしの法律家」として日々研鑽に務めてまいります。法的な困りごとや悩みごとに遭遇したときは、是非、お近くの司法書士にご相談ください。

―ありがとうございました。

「くらしの法律家」司法書士による

無料電話相談

司法書士が、チカラになります

☎通話料は、有料です

048（838）1889 ※祝日、年末年始、8月13日～15日を除く。

相談内容	相談日	時間	相談事例
クレジット サラ金	月曜日	午後1時から 4時まで	借金の整理、過払金の請求、個人再生、自己破産など
成年後見	火曜日	午後1時から 4時まで	判断能力が不十分で、財産管理や契約、遺産分割協議ができなくて困っている。
賃貸トラブル	毎月第1・第3の水曜日	午後6時から 8時まで	敷金返還、原状回復、家賃の滞納、土地・建物の明渡しなど
労働トラブル	毎月第2・第4の水曜日	午後6時から 8時まで	未払の給料・残業代・退職金の請求、不当解雇、パワハラ・セクハラなど
一般法律 少額裁判	木曜日	午後1時から 4時まで	消費者被害、クーリングオフ、貸金、損害賠償、交通事故、被告事件、家事事件手続（相続放棄・遺産分割・離婚）など
登　記	金曜日	午後1時から 4時まで	不動産の名義変更（相続・贈与・売買）、抵当権抹消など会社の設立・役員変更・解散など

①参加者に配布された資料。「法Navi」は日常生活の事例を取り上げている　②三遊亭楽生師匠は「笑うと１日寿命が延びる」と話し、会場を和ませた。写真は楽生師匠による落語　③会員自ら役者となった寸劇は「解りやすかった」と参加者から大好評　④クイズ大会でご意見番となった山口修広さん（右）とロザンの２人　⑤ロザンとのクイズ大会で盛りあがる客席　⑥閉幕のあいさつをする西野克己大宮支部長

相続テーマの市民公開講座開催

詳細レポート！

三遊亭楽生師匠＆ロザン登場

埼玉司法書士会は、県民に法的サービスを提供するため、地域連携を強化し、相談窓口の充実を図っている。今回、この一環として法律相談会も兼ねた市民公開講座「知って納得、相続のあれこれ～知らないと怖い相続のおはなし～」を2014年10月26日に、さいたま市大宮区の大宮ソニックシティ小ホールで開催し、県内外から約360人が来場した。

今回のテーマである「相続」は、いつかは関わることがある身近な法律問題。親族間で争いのもとにならないよう、また、相続について困らないようわかりやすく楽しく学べる内容となった。

はじめに主催者を代表して知久公子会長が「市民公開講座を通して司法書士の役割をご理解いただき、相続など法律で困りごとがある時はまずは相談してほしい」とあいさつ。

第一部では、さいたま市（旧岩槻市）出身の落語家・三遊亭楽生師匠が登場。「相続は落語で言えば襲名。わたしは皆さまもご存じの楽太郎（６代目圓楽）の一番弟子なので、いずれは楽太郎襲名を狙っている」とユーモアたっぷりの語り口に客席からはどっと笑いが起きていた。楽生師匠は、落語の前に、客席に降りて千社札を配るなどして参加者らとコミュニケーションを図り観客席を盛り上げた（写真②）。

第二部は、埼玉司法書士会会員が役者となって寸劇「遺言～あってよかった～」を披露。子どものいない夫婦の夫が死んだあと、残された妻に相続問題がふりかかる内容で、相続・遺言の法律問題を熱演。来場者にわかりやすく伝えた（写真③）。

第三部は、日本司法書士会連合会のイメージキャラクター「よしもとクリエイティブ・エージェンシー」所属のお笑い芸人「ロザン」が来訪。高学歴お笑いコンビとしても知られる菅広文さん、宇治原史規さんの２人は、法律トークショーと相続に関するクイズ大会に参加して、ご意見番の埼玉司法書士会会員・山口修広さんと一緒に身近な法律問題のクイズ大会に挑戦。ロザンの軽妙なトークに、会場は爆笑の渦に包まれた（写真④⑤）。

川口市から来場した60代女性は「きょうは夫と姉を誘ってきました。相続は身近な問題にもかかわらず、難しいというイメージで敬遠してきた。今回はそれを払しょくできたことが何より大きいです」と安堵した様子でアンケート用紙に感想を記入していた。

最後に、埼玉司法書士会の西野克己大宮支部長が「これからも法律の普及活動を通して、市民の皆様と共に歩む司法書士を会員一同目指していきたい」とあいさつ（写真⑥）して、約２時間半に及んだ内容盛りだくさんの市民公開講座は幕を閉じた。

総合相談センターは 無料 でご利用いただけます！

相談無料 埼玉司法書士会 総合相談センター

予約電話番号 048-838-7472
※全センター共通の番号になります
※詳細はお問合せください。

熊谷総合相談センター（熊谷市役所そば）
熊谷市宮町２丁目132番地 林ビル４階

浦和総合相談センター（埼玉県庁そば）
さいたま市浦和区高砂３丁目16番58号 埼玉司法書士会館108号室・203号室

越谷総合相談センター（越谷市役所そば）
越谷市越ヶ谷２丁目８番22号 エースビル越ヶ谷２階

所沢総合相談センター（西武新宿線 新所沢駅西口そば）
所沢市緑町１丁目18番15号 メゾンボヌール１階

「くらしの法律家」司法書士にご相談ください
～日本司法支援センター「法テラス」の連携機関です～
埼玉司法書士会
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂３丁目16番58号
電話：048-863-7861

無料　お知らせ❶

「高齢者・障がい者のための成年後見無料相談会・講演会」

■日時　1月18日(日)
講演会　9時30分～10時45分、相談会　11時～16時

■面談相談
1組60分（予約制）。1月16日（金）17時までに、埼玉司法書士会【事務局048-863-7861】にお申込みください。

■会場　①浦和コミュニティセンター10階第8・9集会室
②川越市東上パールビルヂング　③熊谷総合相談センター
④越谷総合相談センター　⑤所沢総合相談センター

■電話相談
相談電話 048-872-8055（当日のみ通話可）

無料　お知らせ❷

「遺言・相続無料相談会」

■日時　2月22日(日) 10時～16時

■面談相談
1組30分（予約制）。2月19日（木）17時までに、埼玉司法書士会【事務局048-863-7861】にお申込みください。

■会場　①大宮ソニックシティ９階903、904
②熊谷総合相談センター
③越谷総合相談センター
④所沢総合相談センター

■電話相談
相談電話 048-872-8055（当日のみ通話可）